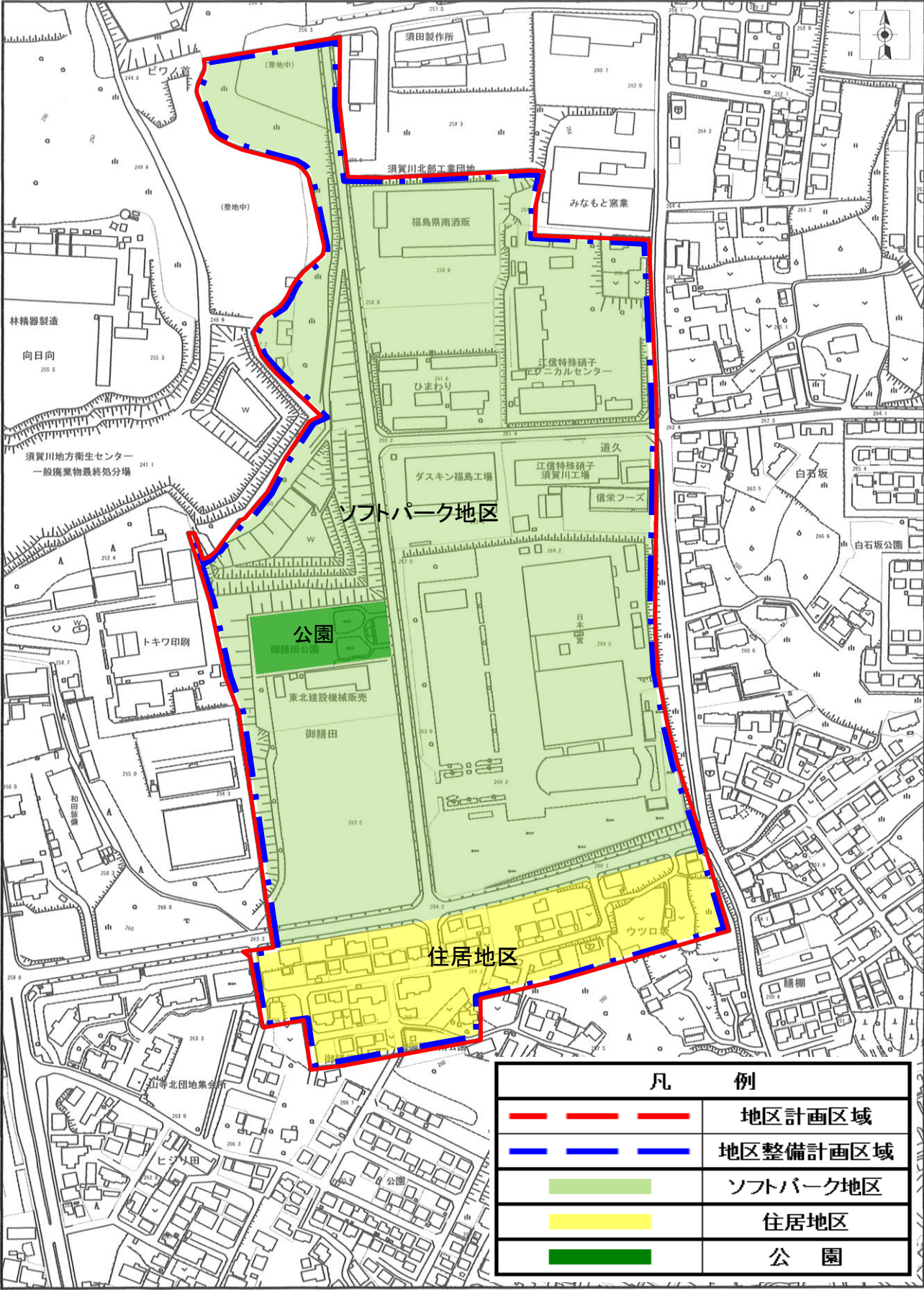


御膳田地区地区計画

須賀川市告示 第114号 H4. 11. 24

名称		御膳田地区地区計画	
位置		須賀川市森宿字御膳田、字ウツロ坂、字ヒジリ田、字海道西、字道久、字ビワノ首及び字館ノ下の各一部の区域	
面積		約22.7ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、須賀川市の北部に位置し、郡山地方土地開発公社による北部工業団地造成事業が予定されている都市計画道路ヒジリ田白石坂線に沿った地区である。</p> <p>このため本計画では、この工業団地を主に産業支援サービス業を主体としたソフトパーク地区として位置づけ、その事業効果の維持増進を図るとともに隣接する住宅地区における良好な住環境の確保、保全を図ることを目標とする。</p>	
	土地利用の方針	<p>ソフトパーク地区と住居地区を分離し、住居地区の住環境を保全するため都市計画道路ヒジリ田白石坂線北側については生け垣等の空地の確保を図る。</p> <p>また、都市計画道路ヒジリ田白石坂線南側の住居地区は、周辺地域と調和のとれた住宅市街地の形成を図るため、建築物の用途の制限を行い、計画的な地区施設を備えた整然とした市街地を形成する。</p>	
	地区施設の整備方針	都市計画道路ヒジリ田白石坂線を軸として6m、12mの区画道路を適正に配置し整備する。	
	建築物等の整備方針	良好な市街地環境を創出するため、用途の制限を行う。	
地区整備計画を定める区域		計画図表示のとおり	
地区整備計画の区域面積		約22.7ha	
地区施設の配置及び規模	道路	区画道路 幅員12.0m 延長約960m 幅員 6.0m 延長約360m	
地区整備計画に関する事項	地区の細分	ソフトパーク地区	住居地区
	区分の面積	約19.8ha	約2.9ha
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. モーター 2. ボーリング場、スケート場、水泳場 3. マージャン屋、パチンコ屋、射的場 4. 自動車教習場 5. 工場(ただし食品製造業工場は除く) 6. 火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵 7. カラオケボックス 8. 物品販売業を営む店舗又は飲食店で3,000㎡をこえるもの 9. 上記以外の店舗又は事務所で3,000㎡をこえるもの 	
	壁面の位置の制限	都市計画道路ヒジリ田白石坂線に接する敷地にある建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から道路境界までの距離は、10m以上でなければならない。	
	かき若しくはさくの構造の制限	都市計画道路ヒジリ田白石坂線に面する側のかき又はさくは、生け垣又は透視可能な材料(高さが60cm以下を除く)で造られたものとする。	

御膳田地区地区計画



凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	ソフトパーク地区
	住居地区
	公園